文 教 厚 生 建 設 委 員 会 令和6年9月17日(火) 午前9時59分開議

議員定数 9名

出席議員 9名

 堀内
 和久
 垣内
 憲一

 板橋
 真弓
 岡本
 喜好

 梅本
 知江
 髙本
 勝次

 岡本
 安弘
 辻本
 勉

土井裕美子

他に 議長 森下 伸吾

会議に付した事件

- 1. 議案第8号 紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 2. 議案第 10 号 橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条 例について
- 3. 請願第5号 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願について
- 4. 所管事務調査(市立小中学校の長寿命化改良事業の進捗状況等について)
- 5. 所管事務調査 ((仮称) 橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況 等について)

説明員

| 副市長 | 小原 秀紀 | 教 育 長 | 今田 実 |
|--------|-------|---------|-------|
| 危機管理監 | 大岡 久子 | 総合政策部長 | 井上 稔章 |
| 政策企画課長 | 辻本 真吾 | 総 務 部 長 | 中岡 勝則 |
| 財政課長 | 三嶋 信史 | 消防長 | 永井 智之 |
| 経済推進部長 | 三浦 康広 | 建 設 部 長 | 西前 克彦 |
| 上下水道部長 | 堤 健 | 健康福祉部長 | 久保 雅裕 |
| こども課長 | 萱野 健治 | 病院事務局長 | 池之内正行 |
| 病院総務課長 | 藤本 昇三 | 医事課長 | 谷澤 由紀 |
| 教育部長 | 岡 一行 | 教育総務課長 | 丸山 恭司 |
| 生涯学習課長 | 長谷川典史 | 会計管理者 | 兼井和彦 |
| 監査事務局長 | 岩坪 恭子 | 選管事務局長 | 辻本 昌亮 |

その他関係職員

職務のため出席した者

事務局次長 笹山 奨

議事調査係長 中井 ユリ 書 記 諸田 泰己

(午前9時59分 開議)

〇委員長(堀内和久君)ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより文教厚生建設委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、9月12日の本会議において本委員会に付託された議案第8号、第10号、並びに請願第5号のほか、お手元に配付の各事項についてでありませ

それでは、これより審査に入ります。

1 議案第8号 紀見こども園の開園に伴 う関係条例の整備に関する条例につい て

〇委員長(堀内和久君)議案第8号 紀見 こども園の開園に伴う関係条例の整備に関 する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。こども課長。

○こども課長(萱野健治君) おはようございます。それでは、議案第8号 紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について 説明させていただきます。 議案書は72ページから76ページになります。 それでは、早速ですが、資料に沿って説明させていただきます。

まず、1.条例の改正の主旨についてですが、本条例は、紀見こども園の令和7年4月開園にむけて、関係条例の改正等を一括して行うものとなります。紀見こども園につきましては、現在のところ建設工事は順調に進んでおりまして、予定どおり来年4月に開園できる見込みとなっております。そこで、開園にむけて関係条例の改正等を行うものとなります。

次に、2.本条例の概要について説明させていただきます。本条例は、5つの条例について一部改正と廃止を行うもので、順に説明させていただきます。まず(1)橋本市立こども園条例の一部改正についてです。

議案書は73ページになります。この改正は、 別表に新たに現在建設中の「紀見こども園」 の名称と位置を追加するものになります。

次に、(2)橋本市立保育所条例の一部改正です。議案書は73ページ下段から74ページになります。この改正は、別表から「紀見保育園」を削除するものとなります。これにより市立保育園は、三石保育園と保育所型認定こども園である高野口・すみだ・橋本・応其こども園の4つの園が残ります。なお、紀見こども園につきましては、幼保連携型認定こども園として建設するため、この条例には追加はしておりません。

次に、(3)橋本市立幼稚園設置及び管理 条例についてです。議案書は74ページになります。市立幼稚園は、今年度、紀見幼稚園と境原幼稚園が閉園となることにより、すべて閉園となることから、条例自体を廃止するものとなります。

次に、(4)橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正です。議案書は74ページから75ページになります。この改正は、市立幼稚園がすべて閉園となることから、第4条、そして第6条、第13条、別表第3にある幼稚園に関する記載部分を削除するものとなります。なお、現在、市立幼稚園において水曜日は預かり保育を行なっていませんが、紀見こども園では水曜日も預かり保育を行う予定としております。

最後に、(5)橋本市教育相談センター設置及び管理条例の一部改正です。議案書は75ページになります。この改正は、同じく幼稚園がなくなることに伴い利用対象者を定めた第5条による幼稚園記載部分を削除するものとなります。

以上が、今回、議案としてあげさせていただいている紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例の説明となりますが、この際ですので、来年4月に開園を予定している紀見こども園の概要について説明させていただきたいと思います。

資料の3. 紀見こども園についての(1) 施設の概要についてです。施設類型は、幼 保連携型認定こども園。場所は、橋本市紀 見ケ丘の元柱本幼稚園用地となります。構 造は、鉄骨造2階建。延床面積は、 1,086.35 ㎡です。定員については、63 名を 予定としておりますが、先日から行なった 保護者アンケート等を踏まえ、増やすよう に見直す方針でありまして、現在、紀見保 育園、境原幼稚園に在籍している紀見こど も園を希望する方は、優先的に入園できる ように調整しまして、規則で定員を定めて いきたいと考えています。運営方式は公設 公営で、市の直営で運営し、園で行う保育 事業としては、市内で9か所目となる子育 て支援センター事業や一時預かり事業を行 なっていきます。一般型の一時預かり事業 は、保育者の就労、傷病等により家庭にお いて保育を受けることが一時的または緊急 に困難となった児童を預かる事業で、市内 で4か所目の開設というふうになります。

次に、別添資料、紀見こども園ご案内を ご覧ください。こちらは、現在考えている 紀見こども園での教育・保育内容等をまと めたものとなります。抜粋して説明させて いただきます。別添資料の2ページには、 「教育・保育目標」や「めざす子ども像」、 「本園が大切にする取組・特色」を記載し ています。大切にする取組・特色では、個 人差に配慮した、一人一人の個性を大切に した保育を掲げている他、他園や地域との 交流・連携なども進めたいと考えています。 3ページから5ページには、施設の概要 を記載しています。 3ページには、職員構 成を記載しております。来年度に向けて5 名の保育教諭の採用を進めておりまして、 十分な体制で運営にあたりたいと考えてお ります。 4ページの上段には、園舎内の見 取図を記載しています。1階に0歳児から 2歳児の保育室や職員室、調理室、遊戯室 を配置し、2階には、3歳児から5歳児の 保育室等を配置しています。その下段には、 クラス名に込めた思いということで記載し

ております。0歳児がおひさま組、1歳児

がくも組など、自然にちなんだ名前とし、

空を見上げ、強い気持ちを持って大きくな

って欲しいっていう思いを込めています。 5ページの保育開園日及び開園時間につい ては、現在の保育園・幼稚園と変わりはあ りません。

6ページには、こども園の一日の流れを記載しております。現在の園生活と大きく変わるところはありませんが、幼稚園部分の1号認定児については、2号認定児と一緒に過ごすことになるのと、これまでおか当だったのですが、昼食が給食というふうになります。7ページには、予定している主な行事、8ページには、利用者負担額及び必要経費や給食などについて注意事項等を記載しています。なお、入園説明会では、入園のしおりを配布しまして、詳細な説明を保護者に対してしていきたいと考えております。

以上が、簡単ですが現時点で考えている 紀見こども園の概要となります。今回の紀 見こども園につきましては、幼保一元化の 方針の仕上げとなるものでありまして、ま た、市が直接運営する初めてで唯一のこど も園ということになります。そこで、建設 にあたっては、幼稚園、保育園、たんぽぽ 園の職員等で構成するプロジェクトチーム を立ち上げて検討を重ねてきました。この プロジェクトチームでの議論を通じまして、 これまで公立園で積み上げてきた経験と知 見を生かし、その集大成となるように取り 組んでいます。現在、公立保育園で提供し ている丁寧な乳幼児保育、公立幼稚園で提 供している少人数ならではの幼児教育の双 方のよいところを受け継ぎ、子どもの個人 差に配慮し、一人一人の発達の状況に寄り 添った丁寧な保育を行うなど、近隣のたん ぽぽ園とも交流を行いがら、公設公営なら ではのよさを生かした教育・保育に取り組 む方針ですので、よろしくお願いいたしま

最後に、資料に戻っていただいて、今後の主な予定を説明いたします。令和7年度に向けての入園申し込み等の手続きは10月から開始いたします。入園説明会は2月下旬、竣工・内覧式は、工事の進捗にもより

ますが、2月下旬から3月上旬を予定をしておりまして、入園の集いを4月5日に開催する予定としております。

以上、簡単ですが、本議案の条例改正についての説明と、紀見こども園の概要の説明となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。 **〇委員長(堀内和久君)**ありがとうござい ます。説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。質 疑ありませんか。

髙本委員。

○委員(高本勝次君) おはようございます。 ちょっとお聞きしたいんですけども。紀見 保育園、紀見幼稚園、境原幼稚園っていう ことで、それまで受け入れてた人数から言 うと 63 名っていうのは、何か少ないように 思うんですが、どういうことからこうなっ たのか、お聞きしたいと思います。

〇委員長(堀内和久君)こども課長。

○こども課長(萱野健治君) もうこれ、設計する前の段階で当時の状況を踏まえて定員を設定したものと考えておりまして、それ以来 63 名っていうことで建設を進めてでました。今年度、今年の 5 月に保護者のアンケートを取ったところ、割と希望者が多かったっていうこともあるので、広方を取ったともあるので、で、方に定員の見直しっていうのは考えておりまして、定員につきまして、定員につきまして、定員を受け入れるような体制にしたいというふうに考えております。

〇委員長(堀内和久君) 髙本委員。

○委員(高本勝次君)そしたら、希望されてる人数、今のところ何人かわかるでしょうか。

〇委員長(堀内和久君)こども課長。

○こども課長(萱野健治君)5月時点 のことですのであれなんですが、その時で 希望する方は54名。ただ、0歳児は新しく 入るので0歳児の定員は6名というふうに しておりますので、ほぼ63名満タンになる ということで、増員というのを今のところ 考えております。

〇委員長(堀内和久君)髙本委員。

○委員(高本勝次君) これ質問じゃないんですけどね。ちょっとね、要望を含めたようなお話しさせてもらうんですけどね。聞いた話なんですけども、たんぽぽ園、現在行かれておられる子どももなんたちで、1年前に紀見こども園できたら、その1年前、入学する前にね、学校へ入学する前、1年前に、そういうこども園に行って関いるか、ことはたんですようないのかなっていう相談もありましたんですないからないかじゃなくて、寄りないのかなっていうような話にならないできるか、できないかじゃなくて、寄りな話ありましたら、寄りて聞いていただけるような話にならないかでしょうか。

○委員長(堀内和久君) そういった要望は、 高本先生の耳に、そういった要望は入って きとるっていうことなんですか、それとも 髙本先生の要望なんですか。人伝えで聞い たこと。

お答えできますか。

こども課長。

○こども課長(萱野健治君) 通常、たんぽぽ園とか、つくしんぼ園とか療育園に行かれてる方で、小学校への進学を考えて 5 歳になったら、地元で園に入りたいっていう要望は過去からあるところです。 それは今回に限ったことではなく、ずっとあるところです。

ただ、今回につきましては、新しく園を 開園するということで、進級時の数ってい うのが読めないし、なかなか今の時点でど れだけ5歳児で希望されるかっていうのは わからないですけれども、もちろん定員の 空きがありましたら、入れるようになると 思いますしっていうことですので、定員の 増はなるべく考えていきたいっていうとこ ろなんですけど、たんぽぽ園の方やからと いって優先的にっていうのは、今のところ そんな枠はないっていうのが正直なところ です。

- **〇委員長(堀内和久君)** 髙本委員。
- **○委員(高本勝次君)**優先的にっていうことではなくて、そういう相談がありましたら、聞いてあげるようなことはできないでしょうかっていうお願いなんですけど。
- **〇委員長(堀内和久君)**こども課長。
- **Oこども課長(萱野健治君)** もうすでに話は聞いておりまして、保護者の、同じ方かどうかわかりませんけども、そういう希望の方には話はさせていただいております。

すでに相談のほうに乗っております。

〇委員長(堀内和久君)ありがとうございます。

ほかにありませんか。

垣内副委員長。

- **○副委員長(垣内憲一君)**すみません。この紀見こども園、僕、一般質問でもお願いして、お願いしたっていうか、話しさせてもうてあったんですけども。ここ土地柄、雪の多いとこで、凍結もなりやすい場所なんですけども、どういった体制で、そういったときするかとか、もうそんなん決めてはるんですか。
- **〇委員長(堀内和久君)**こども課長。
- **Oこども課長(萱野健治君)** 凍結のときど うするかっていうのは、正直特には考えて、 対策というのは考えてないんですけれども。 例えば職員で、危ない危険箇所に立つとか、 そういうことはできるのかなと思いまして、 根本的に送迎したりっていうことは、正直 考えてないんですけれども、おる職員のほ うでは、できることはしていきたいなとい うふうに考えております。
- **〇委員長(堀内和久君)**垣内副委員長。
- **○副委員長(垣内憲一君)**すみません。できることって言うたら塩カリ撒いたりとか、そういったことですか。
- **〇委員長(堀内和久君)**こども課長。
- **Oこども課長(萱野健治君)**そのとおりです。
- **〇委員長(堀内和久君)**ほかにありませんか。

辻本委員。

- ○委員(辻本 勉君) すみません。ちょっと紀見保育園の跡地のことで確認というか、お教え願いたいんですけども。現在、原田区集会所のほうで一部をお貸しして、放課後デイをやられとるんですけども、そこをうちがお貸しするときに、うちって言うか市が貸すときに話があったのが、紀見こども園ができたら、現在の保育園が空いてくるんで、そこへという話はチラッと聞いてたんですけども、その辺はそのとおりされるんでしょうか。
- **〇委員長(堀内和久君)** こども課長。
- **Oこども課長(萱野健治君)**ここで決まった話っていうのはできないんですけれども、話は伺っておりまして、相談はさせていただいております。

市としては、いずれ3園につきましては、 解体するか売却するかっていうことで考え ていくことになりますので、事業者さんと もよく話をして、貸付あるいは売却という ことは、相談してまいりたいというふうに 考えてます。売却・貸付については、どう いった手法をとるか、公募が基本というこ ともありますので、その辺についても内部 でよく調整しまして、処分っていうのは考 えていきたいというふうに考えております。

- **〇委員長(堀内和久君)**辻本委員。
- **〇委員(辻本 勉君)** すみません。原田区 のほうも、その集会所の和室の部屋を使っ ていただいとるんで、当初から紀見こども 園ができたら、現在の紀見保育園のところ に変わるという話を聞いてるんで、それが 進んでもらわんと、うちも困るというか、 うちと言いますか原田区のほうも、その部 屋をどうしても使いたいというか、もとも とこども食堂の子ども等が、その畳の部屋 でお父さん、お母さんも含めてみんなでワ イワイ言うて食事の後ね、雑談したり、テ レビもありますし、本も置いてたんで、そ こで楽しく交流をしてたんでね。その場所 がなくなってるんで、現在そういう交流す る場所がちょっと少なくなってるんでね。 できれば予定どおりね、変わってもらえた らありがたいんで。もう、要望で結構です。

〇委員長(堀内和久君)ほかに。 岡本委員。

〇委員(岡本喜好君) すみません。教えてください。これもし定員がオーバーしたときは、どういう優先順位をつけられて入園をされるのかだけ教えてください。

〇委員長(堀内和久君) こども課長。

〇こども課長(萱野健治君)この紀見こど も園開園にあたっては、まず優先するのは、 今の在園児の方で紀見こども園を希望する 方っていうことですので、紀見保育園、紀 見幼稚園、境原幼稚園に在園する方で、紀 見こども園を利用する方っていうのは、も う優先的に入園していただくことになりま す。そして、定員に空きが出るかどうかっ ていうのわからないですけれども、ほかに 入園を希望する方っていうのもいらっしゃ いますので、その方については、通常どお り申し込んでいただいて、枠の数に応じて 優先順位、保護者の就労状況とか、そうい うのも踏まえた優先順位つける通常の手続 きがありますので、その順位によって、空 き状況に応じて入っていただくということ になります。

以上です。

〇委員長(堀内和久君)岡本委員。

〇委員(岡本喜好君)ありがとうございます。よくわかりました。

あと一点、4ページのクラス名に込めた 思いの中の、ちきゅう組さんで、この、グローバルな人となれ5歳児。みたいなのがあるんですけども、これはどうですか、外国籍の方も受け入れていくよっていうようなイメージなのか、それとも教職員の中に外国籍というか、そういう思いがあって、カリキュラムちょっと何か入って、何かそういう特色ある何か教育があるとかそういうものがあるんでしょうか。

〇委員長(堀内和久君) こども課長。

Oこども課長(萱野健治君)特に外国籍の 方を受入れるとかっていう意識したもので はなくて、ここで育ってくれる子どもたち がグローバルに世界に旅立って欲しいって いう思いを込めて、スケールの大きな子どもになって欲しいっていう思いを込めて、 名前をプロジェクトチームで考えて付けたものとなります。英語教育については、幼稚園については特にALTの方が今も来てくれたりしてますので、そういったことは、また、教育委員会とも相談して取り入れていきたいなというふうに考えております。 以上です。

○委員長(堀内和久君)ほかにありません

土井委員。

○委員(土井裕美子君) ちょっと、条例関係のほうはないんですが、紀見こども園の園舎の見取図とか、今回初めて見せていただきましたので、この質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

〇委員長(堀内和久君)どうぞ。

○委員(土井裕美子君) 4ページの館の園舎内見取図なんですが、グラウンドに、1階は2歳児さん1歳児さんが全部配置されて、0歳児さんも配置されてるんですが、最初の1ページの写真を見ますと、ガラス張りの出入口みたいなんがあって園庭があるんですけど、このガラス戸のところから園庭のほうへ、バーッとみんな遊びに出るっていうことは可能なんでしょうか。

〇委員長(堀内和久君)こども課長。

Oこども課長(萱野健治君) 出入りは可能 となっておりまして、この絵では直接グラ ウンドになっとんですけど、この手前には 柔らかいゴムのシートみたいなのが張って、 ケガをしないようにっていう配慮はしてい ます。直接出入りはできるようになってお ります。

〇委員長(堀内和久君) 土井委員。

○委員(土井裕美子君) そしたらもう一点。 2階建てで、2階のほうが高学年っていう かな、3・4・5歳児さんで、ベランダも あってっていうことで、写真を見る限りに おいては危険がないように柵がきっちりと 割と高い位置に付けてあるんですが、いろ いろマンションとかでもですね、何か箱を 持ってきてその上に乗って遊んでて、そっ から転落したっていうこともあります。確 か以前、2階建てのところでは、2階が結 構低学年の子どもちゃんにして、5歳児とか 4歳児とか結構わんぱく盛りのいて、安全 性の確保っていうのをしたことも橋本の辺が であったと思うんですけども、先生であったと思うんですかと、何をしばり常に見張っているが、その辺のところの先生方の対応と思うんで、2階に高学年かから、2階に高学年でいる。ところか。ところに考えているように考えている。

〇委員長(堀内和久君)こども課長。

○こども課長(萱野健治君) レイアウト考えるときに、下を何歳にしよう、上を何歳にしようっていう話は、どのプロジェクトチームでもしたんですけれども、すぐ目の行き届くところで小さい0歳から2歳の子、職員室に近いところに配置しようっていうことになったのかなというふうに考えてます。

2階の、おっしゃるように転落防止というか、安全対策っていうのは大事なことやと思いますので、絵にもありますようにフェンスは割と高めなものをしたりとか、先生の体制は十分なものにしたいというふうに考えてまして、防犯カメラのほうも2階から吊るすようになりになりますので、犯罪からの防止とか、転落の防止とか、見えとるこの外階段は、これ非常用のものになって常時は使えませんので閉めっぱなしにするとか、そういった配慮はしていきたいなというふうに考えております。

〇委員長(堀内和久君) 土井委員。

○委員(土井裕美子君)保育園ね、こども 園でしっかりとそういうベランダとか高い ところに椅子を置いてぶら下がったりして は駄目なんだよっていうね、教育もしっか りしていくっていうのも、マンションでね、 生活してるお子さんたちへの配慮も、配慮 っていうか、教育的配慮で教えていただく っていうのは、保護者としてもありがたい と思いますので、その辺のところの教育も しっかりとしていただけたらと思います。 もう安全第一でございますんで、よろしく お願いいたします。

ご答弁は結構です。

- **〇委員長(堀内和久君)**岡本委員。
- **〇委員(岡本喜好君)** すみません。一点教 えてください。

小学校・中学校では2クラスが望ましいということなんですけども、こども園では全部1クラスなんですけども、これは問題ないというか、2クラスを追求されないということでよろしいでしょうか。

〇委員長(堀内和久君)こども課長。

Oこども課長(萱野健治君) こちらのほうは、2クラスというのは設定しておりませんで、当初から小規模園ということで考えております。丁寧な保育をするということなので、なるべく少ない人数で行いたいなというふうに考えてますので、当初からクラスを分けるとか、そういったことは考えてませんで、小規模園っていうのを想定して進めてまいったところです。

以上です。

〇委員長(堀内和久君)ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(堀内和久君)ないようですので、 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

〇委員長(堀内和久君)討論がありません ので、討論を終結いたします。

これより、議案第8号 紀見こども園の 開園に伴う関係条例の整備に関する条例に ついて を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと 決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

〇委員長(堀内和久君)ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべき ものと決しました。

2 議案第10号 橋本市立郷土資料館設置 及び管理条例の一部を改正する条例に ついて

〇委員長(堀内和久君)次に、議案第 10 号橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。 生涯学習課長。

〇生涯学習課長(長谷川典史君) 皆さま、 おはようございます。それでは、議案第 10 号 橋本市立郷土資料館設置及び管理条例 の一部を改正する条例について 説明いた します。

こちらの条例ですが、本条例は、橋本市郷土資料館並びに橋本市あさもよし歴史館について2館を統合し、令和7年4月1日から橋本市橋谷1番地の1に移転することに伴い、橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正するものです。なお、橋本市立あさもよし歴史館設置及び管理条例は、附則で廃止します。

それでは、改正後の条例について説明い たします。まず、第1条ですが、こちらで は、資料館設置の目的を述べております。 現在、第3条に記載されている事業の一部 もこちらで述べております。第2条、ここ では、資料館の位置を橋本市橋谷1番地の 1に定めることを述べております。第3条、 こちらでは、資料館設置で行われる事業を 述べております。第5条、こちらは、資料 館の休館日について述べています。現在は、 橋本市立郷土資料館設置及び管理条例施行 規則第5条で定めています。第6条、こち らは、資料館の開館時間について述べてい ます。現在は、橋本市立郷土資料館設置及 び管理条例施行規則の第4条で述べており ます。第7条、こちらは、資料館が特別展 示を行う際の観覧料について述べておりま す。第8条、ここでは、資料館の資料の貸 出しについて述べています。第14条、ここ

では、資料館の運営に関し館長の諮問に応じる協議会について述べております。

説明は、以上となります。ご審議のほど よろしくお願いいたします。

〇委員長(堀内和久君)説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〇副委員長(垣内憲一君)堀内委員長。

○委員長(堀内和久君)すみません。条例 改正なんで特に問うことはないんですけど、 この建屋は公民館とセットですけども、郷 土資料館、あさもよし歴史館、これは財源、 最適化事業債やったんかな。ちょっとそれ 一個教えて欲しいのと、最適化事業債やっ たら、3年、5年以内に跡地利用うたわれ ると思うけど、どういうふうにしていくか、 ここまでセットでちょっとお答えいただき たいのと。最適化事業債であればね。

もう一個が、こども園さんみたいに駐車 場とか図面とか書いてくれてあったら、配 置図とかあったら嬉しかったんやけども、 こども園さんやったら書いてくれとるんで、 配置とか入口がどうとか、一回、紀見公民 館だけ先にオープニングっていうか、式典 やっとるんで、ある程度はわかると思うん ですけど、多分、条例等に基づいて、消防 法とかちゃんと検査クリアできとるからい いと思うんですけども、やっぱりこういう ときは、議員の可決の前に、非常階段であ ったりとか、逃げるとこがどうとか、そう いうのはやっぱり私的には知っておきたい なっていうのは、ちょっと資料不足なんか なっていうのは、教育委員会に申し述べた いと思います。それは答弁結構です。

あと駐車場ですね、一回見に行ったんですけど、本来、あさもよし歴史館、郷土資料館、紀見地区公民館、3つ足して駐車場がどんなけあって、どの議論されて何個になったんか、これをお答えください。

〇副委員長(垣内憲一君)財政課長。

○財政課長(三嶋信史君)まず、その財源 の話ですけども、公共施設等適正管理推進 事業債を充当してまして、これが施設統合 してから5年以内に除却するっていうことが条件になっておりますので、あさもよし歴史館と郷土資料館については、今のところ、令和7年度に解体設計、令和8年度に解体工事という内容で、整備計画の中で検討しております。

○副委員長(垣内憲一君)駐車場の件は。 生涯学習課長。

〇生涯学習課長(長谷川典史君)駐車場に つきましては、紀見地区公民館と郷土資料 館が建っている建物の敷地内と、それと、 もともとJAの紀見支所があった土地、そ ちらを駐車場としております。 2 か所合わ せますと、大体、五十台程度となっており ます。

〇副委員長(垣内憲一君)堀内委員長。

○委員長(堀内和久君)すみません。私、聞いとんのは、答えは五十台になってます。 紀見地区公民館が、例えば、見たら二十台 ぐらいしか停めれれへん、ちょっと歩いた とこ、JAのとこに三十台ほど追加でらと とる、何かイベントするときは、さっったらなんぼ貸してくれるってです。 これ後付けで行政がよくするパターンです わ。私、言いたいのは、あさもよし歴史館 で何台あって、郷土資料館で何台あったのを に記見地区公民館が本来何台あったのかっていう 間記してこの形に持っていったのかっていう 記とを聞きたいんです。わかります。お願いします。

〇副委員長(垣内憲一君) 生涯学習課長。

〇生涯学習課長(長谷川典史君)駐車場の 台数につきましては、もちろんその従前使 えた台数というのもあるんですが、地元の ほうから、できるだけ広い駐車場という要 望がありましたので、今回この形となって おります。

〇副委員長(垣内憲一君)生涯学習課長。

〇生涯学習課長(長谷川典史君)あさもよし歴史館につきましては、五台程度しか停めれない状態です。郷土資料館につきましては、もう敷地内の駐車場っていうのは、ほとんどありません。本当に職員、業務で使う駐車場と、それプラスー、二台置ける

程度、あとは杉村公園の駐車場を利用するっていう形になっております。もともとの紀見地区公民館、ちょっと駐車場台数何台置けたって、ちょっとしばらくお時間ください。

〇副委員長(垣内憲一君)堀内委員長。

〇委員長(堀内和久君)もう結構ですわ。

次の質問なんですけども、おそらく紀見 地区公民館って城山台の真ん中のほうにあ ったんで、割と世帯数よりは、明らかに少 ない。でもそれで地域が機能してきたんで あれば、別に車族じゃなくて歩く人たちが 多かったんであろうっていうことで、30年、 40年って使ってきたであろう公民館やから、 それは否定するものではないので、例えば、 紀見地区公民館が二十台程度置ける。あさ もよし歴史館が五、六台置ける。杉村公園 があったと言えども、昔の郷土資料館って いうたら格式あるもんやと私ら小さい頃は 思ってたんで、杉村公園との線引きがない にしても、数十台置けるであろうと。その 答えで今回の、今の課長さんの答弁やった ら五十台ぐらいが望ましいか否か結果はわ かりませんけども、これが地域の要望で、 少しでも広い駐車場欲しいっていう、ここ に私は聞きたいことがあるんですけども、 ちょっと歩いたとこに、JA跡地のことを 言うとんやと思うんですけどね。あそこは 歩いて2、3分かかるんかな、歩道あるか ら行けるんかもわかんないですけど数分。 それだけで五十台、足して五十台やと思う んですけども、足して五十台っちゅうこと は、二十五、二十五に仮に分けたとして、 郷土資料館と公民館で二十五台程度ずつし かないっていうことなんですよね。これが どうなんやろうと僕の中では思うんです。 横にすぐ駅とかバス停とか、あるんやった ら話もわからんでもないんです。一度、僕、 見に行ったんですけども。ちょっと少なす ぎれへんのかなって。だから、土地が少な いから仕方ないやんっていう議論になろう かと思うんやけども。だから今後、郷土資 料館っていったら、最初はオープニングで 人来ると思うけど、岡潔数学体験館と同じ

で、ある程度2、3年経って落ち着いたと きの駐車場の必要性の概算見積もりという か、どれぐらい来て欲しかったのっていう 話がどれだけ詰めれとるかっていうことで すよね。公民館事業は、365日スケジュール 大体決まっとって、どれぐらい車いるか、 車停まるか、自転車停まるか、単車で来る か、これは理解できると思うんです。それ プラス郷土資料館なんですよね。だから、 どうなるんかなって、小さ過ぎれへんのか なとか、今後どうしていくのかなっていう のを、すごい気になるんですよ。公民館っ て、割と地域のコミュニティの拠点やと思 うんで、ちょっと私ら住んでるとこら辺や ったら、かなり大きいですよ。学文路地区 公民館、無茶苦茶広いつすよ。ほか、三石 かな。あの辺も、ちょっと微妙な感じやけ ど、そこそこ広さもあると思うけど、ちょ っと人口の割には少ないと思います。東部 コミュニティセンター、高野口公民館、か なり駐車場の量、横に違う公共の施設があ るから夜貸してとか言えるんかもわかれへ ん。この辺の検討っていうのは、割と人口 比率の高いとこに、最適化事業債使って持 っていって何かを抱き合わせた割には、分 母が小っちゃすぎるんではないんかなって いうことを聞きたいんです。

別に、文句言うとるわけではないんやけども。今後の展開っていうのは、どういうふうに思とるか、もうこれ以上聞けへんのでそこだけ聞いたら、もう結構ですわ。

〇副委員長(垣内憲一君)生涯学習課長。

○生涯学習課長(長谷川典史君) おっしゃるように、今まで徒歩で通っておられた方が、車に乗って、また移動して来られるという方も、今後は増えるかもしれませんけども、今回も駐車場の敷地を確保するとしては非常に困難でありまして、今後もそれ、館が始まってから、やまなっていうことであれば、臨時に借りるとというかですね、市が所有することを選択肢としであるとか、そういったことを選択肢とし

ては考えられるかと思います。それはもう、 やはりちょっと動き出して、やはり使用の 実態を見てですね、今後検討してくことに なると思います。

〇副委員長(垣内憲一君)堀内委員長。

○委員長(堀内和久君)そしたら、今の使 用実態と統計と予想の数値っちゅうのは、 これで大体 8 割ぐらい適当であるっていう 考えのもとに開館した、もしくは次を開館 しようと思っとるっていう認識でよろしい ですか。

〇副委員長(垣内憲一君)生涯学習課長。

〇生涯学習課長(長谷川典史君)実際に何 台必要になるかっていうのが、想定するこ とは非常に難しかったと思います。今、自 分たちでできるところをまず、その土地を 確保したという、そういう段階です。

○委員長(堀内和久君)はい、結構です。 ほかにありませんか。 土井委員。

○委員(土井裕美子君)第7条なんですが、常設展示をしているときは無料ですね。ただし、期間を定めた特別な企画による展示を観覧しようとする者は、1,000円を超えない範囲内でっていうことなんですが、こういうは何えば、どこかの団体さんが、こうともしたいので、一緒に教育委員会とコラボでこんなんしませんかっていうようなとも想定してらっしゃるのか、この特別展示をする、特別な企画をする展示をするのは、もう教育委員会の中でしか考えてないのかっていうのは、どのようになってるんでしょう。

例えば、何かすごくこう岡潔先生の特別 展を一緒にしましょうっていうお申し出が あったときとかですね。そういう場合は、 1,000 円を超えない範囲でお金を取るけれど も、その中の企画展の利益はどのようにす るとか、そういうとこまで想定はされてい るのかどうかっていうのをちょっとお教え ください。

〇委員長(堀内和久君)生涯学習課長。

〇生涯学習課長(長谷川典史君) 基本的に は市の主催事業として特別展示展をする際 のことを想定しております。そこで、お金が1,000円という設定が、上限が設定があるわけですけども、こちらに関しては、例えば、橋本市から出土した人物画像鏡等を、そういう非常に貴重なものを運搬して、がそこで展示するというのには非常にお金が、そこで展示するというのには非常にお金が、その費用を回収するために、そういう特別にお金を少しでおります。そういうことを制にお金をいただおりまして、おっしゃるように、どっかの可いたとちょっと共同でしてっていう、そういうことを想定しているわけではありません。

〇委員長(堀内和久君) 土井委員。

〇委員(土井裕美子君) それはわかるんで すけど、そういうことは今後想定はしない っていうことなんですかね。

せっかくいい建物が建ったので、中を見 せていただくと、青写真を見せていただく と、なかなか狭いので、実質的には無理か もしれませんが、でも、どんないい企画を ですね、民間の方が持って来ていただける かもしれませんから、やはり今後は、そう いうことも想定していないといけないので はないかなと思うんです。そうなると、 1,000 円を超えない範囲内で、市長が別に定 める観覧料を納付しなければならないって いうことは、1,000円を絶対超えたらあかん っていう、そういうことなんですよね。そ の辺のところがどうなんかなって、ちょっ と疑問に思って。別途、内規とかで民間の 業者とのコラボする場合は、どうのこうの っていうようなのがあるんかなって、ちょ っと思ったんですけど、ここに、条例には 書いてないですけども、別に定める何かが あるんかなと思ったんですけど、そういう ことは現在は想定されてないっていうこと なんですか。

今後、そういうのも必要なのではないかなと思うんですけれども。ご検討していただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

〇委員長(堀内和久君)生涯学習課長。

〇生涯学習課長(長谷川典史君)おっしゃるように、そういう団体さんなりの申し出がある可能性はもちろんありますので、その際には内容を検討してですね、対応することになると思います。

ただ、この上限1,000円を超えない範囲っていうのは条例で定めておりますので、それを基本とした展示をしていただけるような、そういうふうな、こちらの投げかけというか、提案にはなるのかなと思います。

〇委員長(堀内和久君)よろしいですか。 ほかにありませんか。 板橋委員。

○委員(板橋真弓君) おはようございます。 郷土資料館の、多分、たくさん膨大な資料 があると思うんですけれども、それはどの ようになるのか。ここでちょっと条例とは 関係はないとは思うんですけど。どのよう に保管とか、そういうことに関してちょっ と教えてください。

○委員長(堀内和久君)展示物ですか、展示外のやつ、残ったやつちゅうことですか。

- **〇委員(板橋真弓君)**残り。
- **○委員長(堀内和久君)**残りっていうことですか。
- **〇委員(板橋真弓君)**展示物以外の。
- **〇委員長(堀内和久君)**持っていけない部分っていうことですね。
- **〇委員(板橋真弓君)**持って行けない部分ですね。
- **〇委員長(堀内和久君)**答弁願います。 生涯学習課長。

〇生涯学習課長(長谷川典史君)今の資料館、現在ある資料館よりも新しい資料館に持って行ける量というのは少なくなります。当然、物としては整理して、別な場所で保管するもの、それから、これはもう廃棄というかですね、処分するものと思いますが、別な場所で、展示も入れ替わりますのでものとき展示しないからすべて処分するというわけではなくて、これはまた別な機会に展示しようというものはまた、今の資ますので、そういったものはまた、今の資料館、現在のはよりないます。

料館とは別な場所に保管することを考えております。

- **〇委員長(堀内和久君)**板橋委員。
- ○委員(板橋真弓君) 処分もね、ボロボロになったものとかっていうのは処分の対象になるのか、その辺の基準っていうのはちょっとわからないんですけども。デジタル化っていうか、今ちょっとそういう時代になってきてるので、そういう形で保管するっていうような方向性はあるのでしょうか。
- **〇委員長(堀内和久君)**生涯学習課長。
- **〇生涯学習課長(長谷川典史君)**処分する しないにかかわらず、デジタル化というの はできるだけ進めるように、もう以前から しております。
- **〇委員長(堀内和久君)**ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

〇委員長(堀内和久君)ないようですので、 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(堀内和久君)討論がありません ので、討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

〇委員長(堀内和久君)ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべき ものと決しました。

3 請願第5号 学校の業務量に見合った 教職員配置と長時間労働を抑制するた め教員に残業代を支給可能とする給特 法の改正を求める請願について

〇委員長(堀内和久君)次に、請願の審査 に入ります。 請願第5号の紹介議員は、阪本議員であります。

お諮りいたします。

本請願の審査にあたり会議規則第142条第 1項の規定により紹介議員の阪本議員の本 委員会への出席を求めることといたしたい と思います。

これにご異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

〇委員長(堀内和久君)ご異議がありませんので、そのように決しました。

これより、請願第5号 学校の業務量に 見合った教職員配置と長時間労働を抑制す るため教員に残業代を支給可能とする給特 法の改正を求める請願について を議題と いたします。

それでは、請願紹介議員より請願理由等 について、説明願います。

阪本議員。

〇紹介議員(阪本久代君) おはようございます。請願書を読み上げて提案理由に代えさせていただきます。ちょっとお待ちください。すみません。

学校の業務量に見合った教職員配置と長 時間労働を抑制するため、教員に残業代を 支給可能とする給特法の改正を求める請願。 請願趣旨 教職員の長時間過密労働と学校 への教員未配置問題が学校教育にも深刻な 影響をもたらしています。この様な状況の もと、教員を志望する学生の減少、せっか く教職に就いても離職してしまう教員が後 を絶たず、代替が見つからない学校ではそ の負担を現場の教職員が担わされ、さらな る多忙化を生み出しています。この問題を 解消するために、国においても中央教育審 議会で「令和の日本型学校教育」を担う質 の高い教師の確保のための環境整備に関す る総合的な方策について、給特法(公立の 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関 する特別措置法)の改正もふくめた審議が すすめられていますが、教職員の大幅増員 や教員の処遇改善は、教育現場を支える教 員を確保するためにも、すぐに改善を図ら なければならない喫緊の課題です。

さまざまな教育課題が増える中、教員がゆとりをもって教育活動に専念するためには、必要な教員を正規職員で確保することと同時に、教員の長時間過密労働を解消するための、定数のあり方の見直しが必要です。教員一人あたりの授業の持ちコマ数に上限を設け、授業準備をはじめ必要な業務を勤務時間内で収められる定数法(義務標準法、高校標準法)の改正と、適正な勤務時間管理と長時間労働に抑制をかける残業代を支給可能とする給特法の改正が必要です。

全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するためには、 地方に負担を押しつけることなく、国が責任をもって条件整備をすすめていくことが 必要です。

以上の趣旨に沿って、下記について、国 に対する意見書を採択してください。

- 1、国の責任で、学校の業務量に見合った 教職員配置をすすめるため、定数法(義務 標準法、高校標準法)の改正をすること。
- 2、長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給を可能とする給特法の改正をおこなうこと。

以上です。

採択よろしくお願いいたします。

〇委員長(堀内和久君)ありがとうございます。説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岡本委員。

- ○委員(岡本喜好君) すみません。二点ほどあるんですが。一点目は、2項目めの長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給を可能とするって書いてるんですけど、そこがちょっと僕リンクしなくて教えていただきたいんですけど。なぜ、残業代を支給すると長時間労働が抑制されるのかについて説明をお願いいたします。
- **〇委員長(堀内和久君)**阪本委員。
- **〇紹介議員(阪本久代君)**一緒に付けてあった資料もあると思うんですけれども。これは、全教が調査した資料ですけれども、

教員の残業は全国的なものです。月平均96 時間10分。だけども、残業って、何時間残 業したらっていうことで言ったら、残業の 1時間に幾ら増えるとかっていうのがある けれども、今は一定の金額しかついていな いので、正確にこの残業時間ですれば、今、 支払われてる4%以上の残業を実際にはし てるわけです。平均で言えば。それを今 13%とかに増やすとかって言ってるけれど も、それでもまだ足りないぐらいの残業を 平均で言えばやってるわけなんです。だか ら何時間残業してるのかっていうのを正確 に出すことが、残業を抑えることにつなが るというところで、この残業代として支給 をすれば、長時間労働を抑制することにつ ながるんじゃないかということで2番があ ります。

- **〇委員長(堀内和久君)**岡本委員。
- ○委員(岡本喜好君) ここはちょっと教育 長に聞きたいんですけど、それの、今の話 っていうのは、見える化という意味では確 かにあると思うんですけど、それが本当に 残業抑制につながるのかどうかという件に ついて、ちょっと見解というか、ご意見あ れば
- **〇委員長(堀内和久君)**教育長。
- **〇教育長(今田 実君)**本市でも、本年度 から本格的に、具体的にどれぐらい残業と いう形で先生方が業務を行ってるかってい うことを把握し始めました。去年から試行 して今年から本格的にやっています。

その中で一つわかってきたことは、きちっと見える化していくことが、やっぱり意識をそこに向けるっていうことで、一定の抑制効果あるかなと、そんなふうに今は思っております。けれども、これというのは、直接的なものではないかなとも思っております。

以上です。

- **〇委員長(堀内和久君)**岡本委員。
- **〇委員(岡本喜好君)** ありがとうございます。この請願の考えも私、なるほどと思うんですけども。

もう一点は、今、1クラス35人っていう 人間を、定数を30人に減らしてくれってい う請願を何かしたほうが、実質1人あたり の先生が面倒見る、先生が子どもたちが少 なくて残業代減るのに寄与するんじゃない かという、私は思うんですけども。その出 し方なんですけども請願の。これ教育長か らしたら、残業代をつけたほうが、教職員 の負担軽減になるのか、1クラスあたりの 上限を30、今、40から35、35から今度30 に例えばするっていうふうにしたほうが、 教職員の実態的な負担軽減になるのか、ど ちらのほうが主観で結構ですので、ご意見 いただければ。

〇委員長(堀内和久君)教育長。

○教育長(今田 実君) こういった議論があちこちでされていてニュースなんかでも出ているんですが、先生方がどういう思いを持っているかというと、この4%を上げて欲しいというよりは、やっぱこう、今、ここで提案されてる、例えば、持ち時間数を下げるような取り組みをするとか、そちらのほうがやっぱり大事なことであるっていうような意見を言われてることが、よく耳にします。

私自身も、本質的なところは、先生方の 絶対的な時間数、勤務の時間数を減らすた めの工夫をしていくことのほうが、私自身 は大事なことかなって、そんなふうに思っ ておるところで、議会の議場においても、 私自身コマ数の話もしたと思うんですが、 そういったところは大事なことかなと、そ んなふうに思っております。

〇委員長(堀内和久君) ほかにありません

髙本委員。

○委員(高本勝次君) 教員の長時間労働っていうのは、もう全国的な共通する問題で、どこでもそういうことが起こってると思うんですけども、結局私が思いますのは、結局、時間外と言えば、保護者との対応とか、書類の整理をせなあかんとか、いろいろ打ち合わせしたり、授業の準備したりというようなことが結局時間外にしてしまわなあ

かんような状況になってると思うんです。 だから、そういったことも考えていくと、 かなり含めていくと時間外の労働っちゅう んですかね、それがかなり多くなって、現 実は目に見えないところですごく多くなっ てきてるのが実際と思いますんで、その辺 は実際のところ当市ではどんな感じかなと 思うんです。教職員組合からもお聞きした いと思うんですけど。

〇委員長(堀内和久君)誰に問うてますか。 阪本議員に問うとんですか、それとも当局 やったら。

〇委員(髙本勝次君)当局にお聞きしてます。

○委員長(堀内和久君)当局。もしよかったら名指しで言うてくれたら。誰が答えるかちょっと私判断しかねますので、どなたに。

〇委員(高本勝次君)教育長、お願いしま

〇委員長(堀内和久君)教育長。

〇教育長(今田 実君) 今のご質問ですけ れども、私自身、直接そのことを誰かから 聞いたっていうことはありませんけれども、 これは校長先生方とも話しをする中で、や っぱり何をどうして欲しいかっていうあた りは、先ほどから話しさせてもらったよう に、7時間45分の中で、やっぱり授業に向 き合わな、授業していかなあかん時間って いうのは限られています。決められていま す。そしてその中、余った部分で、残った 部分でほかの仕事をしていかなあかんって いうことになりますので、その7時間45分 の中の、基本的に授業していかなあかん部 分を少しでも改善していくことっていうの は大事なことやとそんなふうに思っており ます。

先ほども言うたとおりです。ここは。

- ○委員長(堀内和久君) ほかにないですか。
 辻本委員。
- **〇委員(辻本 勉君)** 請願紹介議員にちょっとお尋ねしたいんですけども。

時間外労働、きちっとつけていくとなる とね、これ教員のね、給料体系っていうの を、給与制度っていうのは、もう根本的に変わってくる要素があると思うんですよ。 その、ちょっと悪いんですけども、僕ら調べて、教員の年収平均とか、そんなんは大体調べたら出てくるんですけども、そます。 りに賃金は低くはないと僕は思っならはないとのに低くはないとの年齢的に言うてもね、教員の年齢のははないは、と思うんですけども。その辺の、紹介議員は、この給与体系っていうのは、どういうなは、この給与体系っていうのは、どういうからになってるのか、ちょっとお教え願えませんか。

- **〇委員長(堀内和久君)**阪本議員。
- **〇紹介議員(阪本久代君)**給与制度。

だから、残業時間はどうのこうのじゃなくて、4%の上乗せでその中で全部しなさいっていうのが今の給与制度では。

- **〇委員(辻本 勉君)** 基本給はどれぐらい あってね、どういうふうな手当がついてい るんかとかね、そういう給与制度っていう のはご存じないんですか。
- **〇委員長(堀内和久君)**阪本議員。
- **〇紹介議員(阪本久代君)**具体的には知りません。
- **〇委員長(堀内和久君)**辻本委員。
- **〇委員(辻本 勉君)**時間外きちっとつけ ていくとなるとね、その4%の問題も含め て、教職員の給与制度自体が大きく変わる 要素が僕あると思うんですよ。根本的なね。 法律を変えていかんといかんという問題も あるんでね。そのことを、先ほど岡本議員 もあったんですが、長時間労働をなくすた めに、時間外をつけていけっていうのは、 ちょっと何か矛盾がありそうな気するんで、 そこらを含めてね、もう少しその長時間労 働言われたとおり、長時間労働せんでいい ような状況をやっぱり我々としては要求し て作り出していくっていうかな、そういう 方向のほうが、やはりこの残業つこうがつ こまいが長時間労働ってあんまりすべきじ ゃ僕はないと思うし、労働衛生上もね。そ やから、時間外を減らす方法、どないした ら時間外減るんなっていうことをやっぱり

もっと模索して、そちらのほうをやっぱり 要求していくいうこと。それが、教職員不 足と連動しとるんやろうけども、教職員の 不足っていうのはね、ほんまに、資料いた だいとるけど、出してくれとるけどね、こ の和歌山県橋本市、教職員がね、ほんまに 不足しとるんかっていうことも、僕ちょっ とちゃんと調べんといかんと思うんです。

今、僕が思ってるのは、教職員、正規職員と講師の割合が、講師がかなり僕増えとると思うんですよ。市もそうですけども、正職員よりも会計年度任用職員が増えとる。一般企業もそうでしょ。正規職員よりも非正規の職員が増えとるというのは、これ大きな問題があるんで、その辺も含めていろいる勉強せないかんのですけども、現状の本市の教職員の人数の問題っていうのは、教育長どのように把握しておられるのか。

- **〇委員長(堀内和久君)**教育長。
- **〇教育長(今田 実君)**年度当初配置しなければならない定数については、充足してございます。

ただ、今、若い先生方増えてきていることもあり、途中でおめでたいことで、お子さんが生まれたりっていうことになれば補充をしていかないといけないという状況がこれからやっぱり出てきます。その時の入ってもらう先生方を確保できてるかって言ったら、そのあたりは、かなり難しいところがあるかなと、そんなふうに思っております。

- **〇委員長(堀内和久君)**辻本委員。
- **〇委員(辻本 勉君)** すみません。正職員 と講師の部分っていうのはどれぐらいか把 握されてません。
- **〇委員長(堀内和久君)**答弁を保留させて もらいます。後にということで。

ほかにありませんか。

土井委員。

○委員(土井裕美子君)紹介議員のほうに お尋ねをします。この4%についてはね、 私も地方の現場の声をしっかりと毎年国に 届けていって、やっと法改正が起こってき たのかなと思うんですけども。今、中央教

育審議会のほうで、教員の残業代の代わり に基本給の4%を上乗せする教職調整額を 10%以上にするというようなことを盛り込 んだ対策案が了承されたっていうふうにニ ュースで出ていました。文科省としても、 2025年の通常国会で教職員給与特別措置法、 給特法の改正案を提出する方針ですってい うふうにニュースで出てたんですが、これ については認識はされていると思うんです が、その辺のところ、10%の改正案が提出 してからになるんで、実際、もう少し時間 がかかるかと思うんですけれども、それも ご存じのうえで、なおかつこれをするって いうことと、定数法に関しても、やっと35 人、最初は1・2年生だけが35人であって、 あとは40人だったんが、改正されて5年間 かけて、2021年からやったかな、5年かけ てやから来年か、来年度中には6年生まで 全部35人学級にするっていう定数を、法案 が成立してるので、なおかつ、まだもう一 つ例えば今、岡本議員がおっしゃったよう に35人を30人にせよっていうふうなことを 求めてらっしゃるのか、その辺のところが ちょっと、今、国のほうも動きつつありま すので、そういうのを、まだもっとやって くれっていうふうなことをおっしゃってる のか、それであればもう少し具体的な数字 とかを提示して意見書とかいうのを出した ほうが効果があるのかなと思うんですけれ ども、その辺はいかがでしょう。

〇委員長(堀内和久君)阪本議員。

○紹介議員(阪本久代君)ちょっと資料は持ってないんですけれども、一応今、今の4%を13%にすると、そういうことで議論はされてるようなんですけど。13%になったとしても、実際その平均の残業代を出したうちの、満たさない、それでもまだ足りないっていうのが現状であるというふうに伺ってます。

先ほど教育長も言われたけれども、残業 時間をきっちり出すっていうことは、やっ ぱり自分自身の労働を意識するっていうこ とでもありますし、だから、残業と思わず にしてるところもきっとあると思うんです 先生方の中には。そういう時間を出すことが、実際には、やっぱり残業を減らしていくことにもつながると思うし、このコマ数で言えば、1クラスの定数を変えることだけではなくって、例えば、小学校だったら高学年だけ専科あるけど、低学年だったら全部の授業自分で、1人の先生がずっといといけないから1日6時間とか、ずっとしないといけないとかっていうのもありますは、週何時間持つかっていうますは、週何時間持つかっていうっとは、過行時間とかいるますがあるといけないことにもつながっていきますが、今、出している請願っていうのは、請願者は考えて出されてると思うんです。

以上です。

〇委員長(堀内和久君)よろしいですか。 高本委員。

○委員(高本勝次君) この請願に書いてある内容をどういうふうに理解するかいうことなんですけども、私思いますのね、さっき教育長もちょっと言ってましたけど、やり授業の持ち時間の上限を、やはり授業の持ち時間の上限を、やりというないうことがすごく大事やとという基礎的な人数、時間の上限とやかという基礎的な人数、時間の上限とやかはり教員の人数っている場所のは、やっぱり担害しているがっているように私思いますんで、この辺では教育長どうなんですかね、私そういうふうに理解してるんですけど。

〇委員長(堀内和久君)教育長。

○教育長(今田 実君)公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、この中で決められていることは何かというと二つあります。一つは、1クラスの学級の人数は何人かということ。それと、それぞれの学校の規模、学級の数です。学級の数に合わせて何人の教員を配置するか、この二つが決められてあるんです。あと細かいこともあるんですけれども、この中で何を求められてるかというと、これも

ちょっと私の推測なんですけれども、クラスの数に応じた配置人数を増やして欲しいということを言われてるんではないんかなと思うんです。それを変えていくということになると、学級規模に対して乗ずる数っていうのがありまして、例えば、6クラスやったら、1.いくつっていう数字あるんです。掛ける数字。その数字を変えていったら人数が増えていきますから、そういうことを求められてるん違うかなと、これは私、この請願を読みながら私自身は感じています。

ただ、その数字を変えていくっていうこ とは、なかなか簡単に、数字は変えれるん ですけれども、そもそもその数字を変える ことが教員の業務負担軽減につながるかと いうと、国の方針としては、そこの標準の、 そこの乗ずる数を変えるんではなくって、 プラスαで学校がこういう教育をしたいっ ていうことに対して人を加配という形でつ けていくという方向で国自身は考えてるん ですよね。だから、どちらがいいかってい うことの議論については、私たちがすると ころではなくって、国がそういったことを 議論してくれてるんですけれども、私自身 としたら、少しでもやっぱり学校に対して 配置できる教員が増えることが、やっぱり 大事なことであると思います。それもやっ ぱり学校のやりたい教育の内容に合わせて、 それが増えていくことがあれば、十分これ 対応していけることかなと思うんです。そ ういったことで、国がこうやって決める部 分と、私たちは、非常勤講師であるだとか 講師を市単独で配置してる事業もやってお ります。そこのところで、市としては改善 につなげていくことができたら、そんなふ うに思っております。

〇委員長(堀内和久君)髙本さんいいですか、もうこの件に関してはいいですか。 土井委員。

〇委員(土井裕美子君)教育現場にいらっしゃった教育長にちょっとお尋ねするんですけども。記の2番の教員に残業代を支給を可能とするっていうことなんですが、私

も現場にいてたんですが、学校現場って子 どもたちに教室で授業を教えるとか、採点 をするとか、そのようなことだけではなく て、やはり中学校ぐらいになりますと、生 徒指導っていう部分がとても大きなウエイ トを占めてくると思うんです。そのときに、 例えば、私も現場におったんですが、家出 をした子どもたちがいるとか、町から、住 民から情報が入って、ここで何かもめてる よっていうので、先生方が全部飛び出して 行って、ずーっと夜中パトロールをしてと いう、そういう本当に、みんな一丸となっ て学校が子どもを一人を守るために動くっ ていう時間が、私の時代はたくさんあった んですよ。そういうとこで、全部それをじ ゃあ残業代にできるのかっていうと、その 辺のところがやりにくい部分があったので、 多分その残業代っていうのにせずに教職の 給与の何%っていうのにしましょうってい う、そういうことがあったから今の制度が できてると思うんですね。ですので、長時 間労働を抑制するために残業代としてあげ ていこうっていうのは、なかなかその現場 におるものとしたら、ありがたいかもしれ ないけど、長時間労働の抑制にはならない と思うし、今の4%では私は少ないと思う んですけれども、10%以上っていうことで 13%ぐらいにしていただくのはありがたい と思うんですが、その辺現場としては、ど のように皆さん感じてらっしゃるんでしょ うね。やっぱり残業代で欲しいって、皆さ ん思ってらっしゃるんでしょうか。

〇委員長(堀内和久君)教育長。

○教育長(今田 実君) これ先ほども申し上げたんですけれども、やっぱり超過勤務があるからその分、支払うっていういうのは、これ普通、労働に対する対価ですから、これはもう必要なことだとは思うんです。けれども先生方が今思ってることは何かっていったら、そうではなくって、そもそも先生方の労働時間を短くできるようなことのほうを望んでるっていうのは、これはよく聞く話だと思います。だから、これは一

緒の話ではなくて、別な話として捉えてい くべきかなと私自身は考えます。

それと、この4%のところに含まれてるのは、何でもかんでも仕事この4%かっていったら違って、決められてる仕事内容ってあるんです。4つしかないんです。だから決められた仕事に対する、この4%が払われてるっていうことも、私たち自身は認識しておく必要があるかなと思っておるところです。

そしたら今、先ほど言われたような事例があったときにはどうするかと、それは学校の先生が本来担うべきものなのか、違うところがやるべきものなのか、一緒にやるべきものなのかっていうあたりを整理したうえで、全部が全部学校に担ってもらうっていうことは止めていきましょうってのも、国の方針として出ています。そこの認識も、学校だけでなくって、学校を取り巻く周りの人たちが、そのことを認識してもらうことが大事やと、そんなふうに思っております。

それと、先ほど保留してた件について説明させてもらってよろしいでしょうか。

常勤の者だけで言いますと、正規職員が380、講師は49となっております。

〇委員長(堀内和久君)辻本委員、この答 弁について、質問の続きありますか。もう 結構ですか。

ほかにありませんか。

梅本委員。

○委員(梅本知江君) 阪本議員にちょっと お聞きしたいんですけど、今、皆さんのお 話し聞いててもそうなんですが、一番上り この請願に書いてあるところなんですけど、 言ってはる内容はすごくわかって、本当に 先生方大変なので、少しでもお給料ね、思い とますごくあるんですけど、それとその学校 の業務量に見合った教職員配置と長時間労 のまが多いとか、なかなか学校の先生になりたいっていう方がいてないような気がする と、何か、つながってないような気がする んですけど文章的に、そこはいかがでしょうか。

- **〇委員長(堀内和久君)**答弁できますか。 阪本議員。
- **〇紹介議員(阪本久代君)**すみません。文 章的にっていうか、結局、悪循環してると 思うんです。もう教職員は長時間労働でブ ラックだっていうところで希望する人が少 ないとか、若い方で、実際に就職はして教 師にはなったんだけれども、現場に入って みて、あまりにしんどいから、もう早く辞 めてしまうとか、その中での教職員不足も あるし、その結果、またほかの方への負担 で長時間にもなるしっていう、今現在は、 もう悪循環になってると思うんです。文章 がつながってないっていうよりも。そのこ とを断つためにも、要するに教職員を増や して欲しいっていうことと、それと、なお かつ長時間労働は抑制して欲しいって、こ のことが一番大きいっていうか、そのネッ クになってるのも、この給特法があるって いうとこら辺で改正を求めてるっていうふ うに、私自身は思ってるんですけども。
- **〇委員長(堀内和久君)**梅本委員。
- ○委員(梅本知江君) 残業代を支給するからといって、じゃあ教職員の方が、なりたいって方が増えたり、辞める方が少なくなるっていうのは、ちょっとまた別問題なのかなって感じるんですが。すみません。私の何かこう理解度が少ないのか。

以上です。

○委員長(堀内和久君)答弁はいいですか。 ほかにありませんか。 髙本委員。

〇委員(髙本勝次君)土井委員の意見もあ

ったんですけどね。結局、長時間労働に結果的になっていってる原因があるんですよね。その原因というのは、結局、授業の持ち時間がやっぱり多いと、もう一つは、やっぱり教員の人数が、やっぱり足らないっちゅう問題があるんで、つながって最終的

に長時間労働につながってるんで、やっぱ

りその、その前の段階でね、そういうこと

が原因して、そういうふうになってきてる

んで、長時間労働の解決はね、今言われた その二つの点でやっぱり解決せなあかん。 長時間労働やってるから残業代、残業代っ るしたと、持ち時間をね、基本を増やしてるからでしているとと、持ち時間をね、やっぱり減らすことによって解決していくことにかながった。 そこによって言ういうよりも、そこののでは、残業代って言ういうよりも、そこの趣旨でもね、・まがますんではこのを強調してるとは思うんですよ。だから、とをこの趣旨であるとは思うんですよ。よろしく。

○委員長(堀内和久君)答弁はいいですね。 暫時休憩いたします。

(午前11時17分休憩)

(午前 11 時 24 分再開)

〇委員長(堀内和久君)再開いたします。 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(堀内和久君)質疑がありません ので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

髙本委員。

○委員(高本勝次君) これかなり大事な問題やと思うんですよ。全国的にどこも共通してるしね。だから橋本市の状況でどうかっちゅうこともあるのはあるんですけども。そういう意味でちょっと、賛成の立場でちょっと言わせていただきます。

ちょっと、少しばかりなんですけど読ん でみたいと思います。教員の長時間労働問 題は全国的な大きな問題になっております。 現場の教員の要求というのは、授業の持ち 時間数の上限を定めて欲しいと、教員の基 礎定数を増やして欲しいっていうのが、も う率直な声であります、私も聞いておりま して。もうそれと同時に、長時間労働の歯 止めになる残業代の支給っていうのに、そ こにつながっていくわけなんですけども、 結局、授業の準備とか、打ち合わせすることとか、保護者との対応、書類の作成など、目に見えないところでのそういう仕事が、やっぱり時間外になってこざるを得ないという状況でありますので、教員が専門職としての役割を果たして、発揮していくためにも、子どもたちに向き合うためにも、教員の異常な長時間労働をなくしていく必要が、ほんまに今すごく求められてると思います。

今回の請願は、そういった問題を解決するために、何とか政府にそういう現場の声を届けて欲しいと、そういう声がこの中に込められると思いますんで、何とかやっぱりこの委員会としては、皆さんの賛同でその声を届けていけるようにして欲しいなと思いますので、よろしくお願いいたします。 〇委員長(堀内和久君)次に、反対の立場

土井委員。

で討論ありませんか。

〇委員(土井裕美子君)反対の立場で討論 をさせていただきます。

この請願の学校の業務量に見合った教職 員配置と長時間労働を抑制するためという ふうに文言が書かれておりますが、この項 目1の学校の業務量に見合った教職員配置 をすすめるため、定数法(義務標準法、高 校標準法)の改正をすることっていうのは、 納得できるのですが、2番の長時間労働を 抑制するため、教員に残業代を支給を可能 とする給特法の改正をおこなうことってい うのに対しては、残業代を支給したからと いって、この長時間労働を抑制することに はつながらないというふうに感じます。ま た、国のほうでは、2025年に文科省のほう で、通常国会のほうで給特法の改正案とし て、今現在、教職員に対する調整額が4% 基本給支給されていることを、10%以上、 約13%ぐらいには調整額を調整していこう ということも言われておりますので、なか なか残業代を払うからといって長時間労働 を抑制するっていうことは無理だと思いま すし、そのことをするのであれば、もっと 学校の働き方改革のほうで、加配の教員で

あるとか、少数職の配置増を強硬に訴えていったほうが良いと思いますので、この件に関しては反対とさせていただきます。

〇委員長(堀内和久君)次に、賛成の立場 で計論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

〇委員長(堀内和久君)ほかに討論する方 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(堀内和久君)討論がありません ので、討論を終結いたします。

これより、請願第5号 学校の業務量に 見合った教職員配置と長時間労働を抑制す るため教員に残業代を支給可能とする給特 法の改正を求める請願について を採決い たします。

本件は、採択すべきものと決することに 賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(堀内和久君)起立少数であります。

よって、請願第5号は不採択とすべきもと決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審 査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私 と副委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(堀内和久君)ご異議がありませんので、私と副委員長において作成いたします

それでは、40分まで休憩いたします。

(午前 11 時 29 分休憩)

(午前11時40分再開)

〇委員長(堀内和久君)休憩前に引き続き 会議を開きます。

4 所管事務調査(市立小中学校の長寿命 化改良事業の進捗状況等について) **〇委員長(堀内和久君)**次に、市立小中学校の長寿命化改良事業の進捗状況等について 所管事務調査を行います。

本調査に関しましては6月24日と8月22日に資料の説明を受け、また9月2日と本日、学校現場の視察も行いました。それらを踏まえて、質問やご意見等はありませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

(午前11時40分休憩)

(午前 11 時 43 分再開)

〇委員長(堀内和久君) 再開いたします。

そしたら、現地調査を行なった結果、本 日の質疑ということにさせていただきたい と思います。委員の皆さんから質疑等ござ いませんか。

どっちでもいいですよ。どっちって言うてくれたら。今日も込みで。

岡本委員。

○委員(岡本喜好君)紀見北中学校の件について教えてください。

今、南海さんがちょっとパイプで止めてくれてるみたいな、なんですけども、今後のそこの部分の処置の方向性と、あとキュービクルって言うんですかね、電源の部分が埋まる可能性もあるよってことで、そちらについては、現状維持のままなのか、移設するのか、高く上げるのか、ちょっとそういった方向で、どのように今後検討されてるのかだけ教えてください。

- **〇委員長(堀内和久君)**教育総務課長。
- ○教育総務課長(丸山恭司君) お答えします。資料のほういろいろ失礼いたしました。まず、紀見北中学校についてなんですけども、こちらのほう、学校の敷地内にですね、壁を作りまして、土砂を受け止めるような形を、まず基本に考えておるところです。そういったものを作ったうえで、キュービクルにつきましても、土砂を受けるような壁が作れないかってのは、まず今、考えているところです。

〇委員長(堀内和久君)ほかにありませんか。

岡本委員。

○委員(岡本安弘君) すみません。紀見北中学校の北側の池なんですけど、あれ組合のほうから市が管理するようになってて、この間行ったときも奥のほうで、ちょっとどれたりしてるところもあるんですけど、あの辺の水を抜い、集まってくるところなんで、埋めたりっていうのは無理やと思うんですけど、その辺の管理っていうのは、今後どうされていきますか。

〇委員長(堀内和久君)教育総務課長。

〇教育総務課長(丸山恭司君)池になりますので、ちょっと所管の部署とも相談させてもらいながら、ちょっと検討していきたいと思います。

○委員長(堀内和久君)ほかに。なかった ら、私、いいですか。

〇副委員長(垣内憲一君)堀内委員長。

〇委員長(堀内和久君)もう端的に申し上 げますけど、結局、今日の境原、適正規 模・適正配置じゃなくてね、長寿命化の観 点の工程スケジュールで言うたら、優先順 位っちゅうのは予算のバランス、長寿命化 っていうのは3年で1校しかできへんみた いな雰囲気になっとる、別にそれは予算が 可能であれば、同時進行でできるのかどう か、せなあかんときはせなあかん。高野口 なんかは、長寿命化計画とまた別枠で書い てあるから、議会の答弁、辻本先輩からも 言われたんで、それ以上は言わないですけ ど、結局は過去の整合性ですわね。何言い たいかっちゅうのは、ゲリラ豪雨、水害も そうですけど、日々、年に一回の井出掃除 であったりとか、環境整備を疎かにしてあ ったとこがあって、ゲリラ豪雨とかこうい う土砂災害とか、災害の台風とか来たとき に、結局、吸水能力であったりとか、耐え られない状況になっとるっていうのが、僕 は技術屋じゃないですけど、いろんなとこ 見てきた結果の現場見ての一つの答えが、 私出とんです。ボーリング調査せえとは、

別に一般質問みたいなことは言わないですけど。

だから今後ね、適正規模・適正配置がど うなっとる、長寿命化の工程がどうなっと るかじゃなくて、学校っていうのは避難所 でもあるし、地域のコミュニティの場って いうのはよく言うんですけど、ソフトばっ かりは大事にしてくれとるのは生涯学習、 学校教育がようやってくれとるのはわかる けども、教育総務って言ったら学校の維持 管理を主とするところが、そこが疎かにな ってたんとちゃうのっていうことが一つ指 摘させていただきたいんよ。これについて 過去の検証っていうのはどうなっとるかっ ていうの、これ答弁いただきたい。今後そ こをどうしていくか。もう草ボウボウで、 日当たりも悪い循環もできない。例えば、 経済部長とか農林振興課長に頼んで、林業 の補助使って伐採してサイクルしてもらう とか、市の土地の部分と、市が隣接しとる 可能な土地の部分。ここら辺ちゅうのは、 やっぱりどういうふうに今後調査していく んか、この二点伺いたい。お願いします。

〇副委員長(垣内憲一君)教育総務課長。

○教育総務課長(丸山恭司君)まず一点目の過去の検証についてなんですけども。現時点で、なかなか万全にできてないところ、箇所ありますので、そういったところが結果的にはできてないということなので、それはもう真摯に受け止めていかないといけないと思います。

先のほうにつきましても、おっしゃられたような関係のする部署とか、自分たちでもそうなんですけども、できるだけ状態を改善できるように取り組んでいきたいと思っています。

〇副委員長(垣内憲一君)堀内委員長。

○委員長(堀内和久君)所管事務なんで、 もうこれ以上、でもええ結果出してもらわ んと、こちらも報告、報告で受けてやって 「はい、そうですか。」っていうわけにはい かんので、やっぱり市民から負託を受けて 全議員こうあがってきとるわけですから、 境原の地域、高野口の地域、紀見北の地域

って、地域で言うたらコミュニティの場っ てなりますけど、橋本市の財産ですわ、ハ ードは。これ維持管理していくのは教育総 務課の責務やと思うんですよ。だからその 辺は、今後徹底していただかないと、今日 行った境原の駐車場の法面は、強度がどう のこうのじゃなくて、あれは人的ですよ。 裏の山どうのこうのっちゅうのはわからん でもないですよ。整備して、これから林業 とか農林とかといろいろ協議して、使える 補助金使わせてもうたらええと思いますけ ど、あっちの里道のとこって言うんかな、 あの辺は桜も埋まっとるし、建てたときは、 ああじゃなかったはず。この維持管理って いうのを徹底してしてこなかったから、あ あいうふうになるんですわ。

だからその辺はきっちり、やっぱり現場へ入ったらわかるんでね。落ち葉の件もそうですわ。木がおっきなってきたら当然、危ない。落ち葉が風で吹く、とゆに詰まる、雨漏りする。ええサイクルちゃいますよね。やはり、公民館と同じぐらいね、やっぱり大事なコミュニティの場なんやから、その辺は教育総務課は徹底してやっぱり管理していただきたい。

答弁ください。もうそれ以上聞きません。

- **〇副委員長(垣内憲一君)**教育総務課長。
- ○教育総務課長(丸山恭司君)施設の管理 十分できるように、今後取り組んでいきた いと思いますので、よろしくお願いします。
- **〇委員長(堀内和久君)**ほかにありませんか。

辻本委員。

○委員(辻本 勉君) 要望というか、気つけて欲しいんですけども。今後、新しく公共施設をつくるっていうことは、ほとんどないんかなと思うんですけれども、従来からああいう住宅開発地に学校なんかつくるときには、開発業者から多分土地は提供していただいてると思うんです。紀見北についたも多分、おそらく南海から提供していただいとると思うんですよ。あの端ね。そやけど、やっぱり学校建てるときには、全ですが、公共施設すべてですけども、建

設するときには、やっぱり将来の災害的な こともね、見越したところへ、やっぱり建 てるのが、僕、基本やと思うんです。建て た後で何かあったときにはね、もらった、 まあ言や南海に、ちゃんとどないかせよと かね、そういう虫のええ話はせんとね、や っぱり安全なとこより、いただいた土地の 中でもより安全なところに、特に子どもの 施設については建ててやるというね、そう いう配慮、これからはちゃんと考えたって 欲しいなと思うんです。そうでないと、後 でまた災害でどうのこうのっちゅうてね、 言うのもこれもね、つまらん話やし、その 辺、今後十分注意して欲しいなと思うんで す。当分の間、そんな施設は建てることは ないと思いますけどもね。高野口の問題も あるやろうし、よく検討して、場所をちゃ んと選んで建てて欲しいなと思います。

〇委員長(堀内和久君)答弁いいですね。 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

〇委員長(堀内和久君)質疑がないようで すので、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 52 分休憩)

(午前11時53分再開)

〇委員長(堀内和久君)再開いたします。

本件については、これをもって調査を終 了いたします。

- 5 所管事務調査((仮称) 橋本市の新しい 学校づくり推進計画の策定状況等につ いて)
- **〇委員長(堀内和久君)**次に、(仮称)橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等について 所管事務調査を行います。

調査の理由、目的については、第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づいて行なった、保護者や地域関係者等への説明会の内容の把握及び(仮称)橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定

状況やその内容について調査を行い、同計 画に対する提言を行うことを目的としてい ます。

本調査に関し、当局より関係資料の提出 がありますので、提出資料等について、当 局より説明願います。

教育総務課長。

○教育総務課長(丸山恭司君) 引き続き、 よろしくお願いいたします。

それでは、(仮称)) 橋本市の新しい学校 づくり推進計画の策定状況等について 担 当より報告させていただきます。

よろしくお願いします。

○委員長(堀内和久君) 学校再編推進係長。 ○学校再編推進係長(東 和宏君) それで は、資料のご説明をさせていただきます。 よろしくお願いいたします。

それでは、資料1ページご覧ください。 こちらは第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針説明会・意見交換会の開催結果です。5月25日から8月3日まで、表のとおり延べ16回の説明会を開催いたしました。説明会では、第2期基本方針の内容について説明し、意見交換を行いました。また、当日発言できなかった方や保護者で欠席された方から意見を記入いただいた用紙を回収するなど、広く意見をいただいております。

2ページご覧ください。 2ページから 12ページにかけて左側に説明会でいただいた意見など、また右側に教育委員会議での現在の検討状況を記載しております。まず、

(1)学校再編方針について、①望ましい 学校規模の考え方についてですが、第2期 基本方針で、多様な学習形態での学びや、 多様な考えに触れることなどから、望ましい学校規模を、1学年2学級以上とした小学校の基本的な考えた方に対し意見としまして、小規模な学校のまま進めて欲しいというご意見いただいております。これについて、教育委員会議では、児童数が増え、多様な学びや人との関わりの中で培われていく力があり、小学校でも多様な学びや人との関わりの中での体験の中で成長して欲 しいと考えております。ただ、将来的には、 児童生徒数の状況により、望ましい学校規 模の考え方も見直す場合も出てくると考え ております。

②学校再編の基本方針については、個別の学校再編方針についてご意見いただいております。教育委員会議では、学文路小学校と清水小学校の再編統合については、橋本小学校も含めた3校での再編統合を検討しております。また、境原小学校と城山小学校の再編統合については、改めて災害対策としてのハード対策の実施について検討し、統合時期を延長したうえでの、境原小学校と城山小学校の再編統合の検討を進めています。

③統合場所については、統合後の学校の 場所を決める基準について質問いただきま したが、学校施設の規模や老朽化の状況、 また、統合後の通学手段等を総合的に考慮 して決定していきたいとしています。

④統合時期については、ゆっくりと期間をかけて統合を行なって欲しいという意見や、できるだけ早く統合して欲しいという意見がありました。学校再編の時期については、現在、変更に向けて検討しているところです。

⑤分校や小規模特認校については、検討して欲しいという意見をいただいておりますが、現在、分校や小規模特認校制度の導入は検討しておりません。

⑥中学校の再編については、中学校の再編の実施の有無について質問がありましたが、第2期基本方針では中学校の再編は実施しないとしておりますが、長期的には4校が望ましいと考えているところです。

(2)教育条件について、①統合後の学校の特色や教育内容については、学校の良さの引き継ぎ方法であったり、廃校後の地域と結びつく教育についてご意見いただいております。学校の良さの引き継ぎについては、再編後の新しい学校へ引き継ぐ内容の取捨選択が必要であり、個別の内容は学校間調整等も行いながら統合準備会で検討を進める考えです。また、地域と結びついた

教育の実施については、学校再編にかかわらず継続していきたいと考えております。 なお、より具体的な内容の検討は、新しい 学校づくり推進計画の教育方針の中で示していきたいと考えています。

②再編統合前の学校選択については、学校の再編統合前に統合先の学校を選択したいといったご意見いただいてます。令和7年度に入学する学校については、学校再編の方針が決まっていませんので、これまで同様としております。なお、再編統合前の学校選択を認めるかどうか、再編対象校等の学校運営への影響も考慮し、検討を進める考えです。

(3)児童生徒への配慮について、①学校間交流については、人間関係の不安や心配から、事前の交流を実施して欲しいとご意見いただいております。事前交流については、学校間調整や移動手段の確保などが必要になりますが、対面の交流など学校と協議しながら検討していきます。

②支援体制については、支援を必要とする子どもや変化する人間関係の対応についてご意見をいただいてます。これには、再編統合した学校へ専門職も含めた支援体制の確保や時間をかけた丁寧な対応などを検討しています。

(4) 安全対策について、①通学路については、新たな通学路の安全対策や防犯対策の必要性や行動範囲が広がることへの心配などのご意見をいただいてます。これらへの対策として、ソフト面では、通学路の危険箇所の把握や情報共有、また、見守り活動の継続など、地域との協働による安全確保に取り組んでいきたいと考えています。また、ハード面の対策では、必要に応じて警察や道路管理者と連携もしながら、計画的に通学路の安全点検や対策の実施を考えております。

(5) スクールバスについて、①対象者については、廃校となる学校の児童生徒を対象としたことに対して、統合先の学校の児童も対象にすることや、統合までの期間も通学支援を行うこと。また、市内すべての

学校で、学校が遠い子どもたちのためにスクールバスの実施を検討して欲しいなどのご意見いただきました。検討状況としては、スクールバスの対象者は、学校再編に伴う児童生徒の負担を最小限とする趣旨から、廃校となった校区のうち、距離要件を満たす児童を対象としております。

②バスの乗降の安全については、バスの 乗降場での見守り活動には、保護者の負担 が必要であること。児童の乗り過ごしなど への対応。乗降場の安全対策などのご意見 をいただいてます。これに対しては、バス の乗り降りや、学校の出欠確認など保護者 と学校が児童生徒の登下校の情報を共有で きる仕組みづくりの検討や、見守り活動を 引き続き地域との協働により実施すること を考えております。

(6)学童保育について、①学校再編における学童保育の方針については、統合後の学童への送迎などの予定であったり、再編対象となった学校で、学童保育の運営団体が異なった場合の具体的な方針を提示して敬しいなどの意見をいただいています。学童への送迎については、統合後も、現在で学童保育の場所と変わらないのであれば、学校からスクールバスにより、学童、おりますることを検討しております。また、再編に伴う学童保育の対応は、十分の場所をどうするのか、運営団体によって異なる保育料の差額への対応などは、検討が必要と考えております。

(7) 災害対応について、①災害対応については、土砂災害警戒区域への対応などについてご意見をいただきました。検討状況には、市内小中学校のソフト及びハード対策を今後の予定も含めて記載しております。

②境原小学校の災害対策については、境原小学校の災害対策としてのハード対策について実施すべきとのご意見をいただいてます。境原小学校東側の土砂災害特別警戒区域については、令和7年度で予算措置を要求し、市長部局と協議を行っております。また、境原小学校北側の土砂災害特別警戒

区域については、巨大地震でのリスクを排除できないことから、基本方針のとおりとし、再編統合の時期を延長したうえで、城山小学校と統合するとしております。なお、資料には、地震の場合として、北側斜面が学校施設や運営面にもたらす影響を想定できないと記載しているのは、この調査は、大雨の場合の調査としていることから、影響を想定できないとしております。

(8) 全般について、①まちづくりの視点については、学校がなくなることで人口が減少するなどの意見や、学校がなくなった後の地域づくりについて非常に心配であるという意見がありました。学校教育では、橋本市に来てもらえるような教育を目指すとともに、第2次長期総合計画の内容など、市が行なって取り組みについても、今後も説明していく考えです。

②跡地活用については、廃校後の跡地活用の予定に関する質問や、十分な活用を希望するなどのご意見いただいてます。こちらは、地域の意見も聞きながら跡地活用を検討していく考えです。

③子どもの気持ちについては、学校再編について、子どもたちの意見も聞いてあげて欲しいとの意見をいただいてます。これに対しては、教育委員会では、子どもたちに再編の賛否そのものを聞くのは、いろいろなものを背負わせてしまうことになるので難しいと考えています。一方で、子どもたちの不安であったり、これまで積み重ねてきたことへの気持ちを聞いて対応していくことは大切なことだと考えております。

④情報の周知については、説明会の開催について十分な周知を行うこと。将来当事者となる若い世代への情報発信をして欲しい。また、いろいろな情報を、すばやく・細かく・丁寧に情報発信して欲しいといったご意見をいただいてます。説明会・意見交換会の周知については、広報やホームページ、地域の回覧を行いました。次回以降の説明会の周知については、LINE等の活用も検討し、情報発信については、丁寧に実施してまいります。

⑤紀ノ光台の指定校変更については、令和7年度から隅田小学校か境原小学校を選択したいや、一方で、仲がいい友達と離れないようにして欲しいなどの意見をいただいてます。境原小学校の統合時期が延長となる場合は、紀ノ光台の指定校変更の方針について、令和8年度を目標に地域と協議を進めていく考えです。

最後に13ページ、3. 学校適正規模・適 正配置の進め方です。上段が当初の予定、 下段が現在の予定です。現在、教育委員会 で第2期基本方針の変更協議を進めていま す。なるべく早い段階で説明会・意見交換 会を再度行い、その後に、第2期基本方針 の変更を決定したいと考えています。また、 (仮称)新しい学校づくり推進計画の策定 を開始し、パブリックコメント等を経て計 画の決定を行う予定です。

資料の説明は以上です。

〇委員長(堀内和久君)ありがとうございます。説明が終わりました。

当局提出の資料に対し、また、本調査事項に関し質問等ありませんか。

暫時休憩いたします。

(午後 0 時 07 分休憩) (午後 0 時 07 分再開)

〇委員長(堀内和久君)再開いたします。 髙本委員。

○委員(高本勝次君) スクールバスの件についてお聞きたいんですが、統合される学校の生徒については、2kmを超えたらスクールバス、統合するほうの、もともとある学校のほうは、距離的に、こういう2kmっちゅう基準決めてないのでね、後いたちや保護者の間で問題、これ聞いたとちや保護者の間で問題、これ聞いたときすごく矛盾するような、統合されるから2kmと、そうでなかったらっていうことでバス出さないってことになったら思されておるのかどうか、お聞きしたいと思います。

- **〇委員長(堀内和久君)**教育総務課長。
- ○教育総務課長(丸山恭司君) このスクールバスの要件なんですけども、再編に伴って学校の場所が変わるという形で、通学条件が今よりも不利になるって形になりますので、そのために条件見直してスクールバスを使っていただくって形になりますので、もとの学校については、そのままという形で、今、考えとるところです。
- **〇委員長(堀内和久君)**教育長。

〇教育長(今田 実君)今、いただいたご 質問については、過去に一般質問でも同じ ことを聞いていただいた場面あったかと思 います。そこで教育委員会として、私自身 としては、そういった課題があるっていう ことはわかります。これまで、再編によっ て条件が悪なったっていう学校については、 そんなに多くなかったけども、今回の取り 組みによって、かなりの学校が対象になり ます。そうすると、反対に対象でない学校 についても同じように考えていく必要があ ると思いますけれども、これはまた別の枠 組みの中で、そしたら全体でどうしていく かっていうことは考えていく必要があると いうことで、前にお答えさせてもらったと おりです。

今回については、同時にはできませんけれども、そこのところについては、今後、 考えていく必要があるという認識は持って おるところです。

○委員長(堀内和久君)よろしいですか。 髙本委員いいですか。

どうぞ、髙本委員。

○委員(高本勝次君) 私、お聞きしたいのは、想定して、想定って言うか、そういう保護者、子どもたちの意見が出るいうことを想定されてないように聞くんで、想定されてないんですね。もし出た場合どうされるんかな思うんやけど。

- **〇委員長(堀内和久君)**教育長。
- **〇教育長(今田 実君)**説明会においても、 そういったご意見もいただきました。今、 話しさせてもらったような説明をさせてい ただいております。

ただ、心情的にはなかなか納得しにくい 状況かもわかりませんけれども、別な枠組 みとして取り組んでいかないといけないこ とかなと、そんなふうに思います。

- **〇委員長(堀内和久君)**よろしいですか。
- **〇副委員長(垣内憲一君)** 堀内委員長。
- **〇委員長(堀内和久君)**ありがとうございます。一般質問等でやっとるんで、できるだけかわしていきたいと思うんですけど。

2回目の説明会入っていくかと思うんで す。適正規模・適正配置の所管事務調査申 し入れたタイミングと一般質問の通告と、 やっぱりずれとるんで、こんなにも適正規 模・適正配置パート2が続けて来るとは正 直思ってなかったので、被る、それだけ議 員の皆さんの本気度っていうのは伺えます。 地域性もあるんで。ただ、最初のテーマで 言うと、一番最初の報告案件のときに、至 ってシンプルに、もうちょっと柔軟に、緩 やかに、ゆっくりっていうことが、まず一 番印象にありました。あともう一点が、調 査していく中でのハードの問題点、今日行 かせていただいた境原が軸になると思うん ですけども、結局、災害の指定やさかいに っていう言葉が一人歩きして、だったら統 廃合に賛成に決まってますよね的な感じ、 あと、スクールバスが出たら、当然、隅田 になるんで、バス乗れるんやったらって、 もともとバスの要望出てましたよね、紀ノ 光台これから発展途上というか、人増えて くるであろうとこ、この辺の整合性が私の 中で取れないんですね。

だから、議会で別に説明会を送り出したわけちゃうんですよ。行くっていうことは止めれへんし、市長の命令において、教育長の命令において、こと、アクションを起こすときは説明責任は当然やと思うんで、地域住民に説明に行く前に、ちょっとこれは早いんではないんかなっていう話、こったと思うんです。それを無視してとは言わないですけども、結局世論の反応と私ら議会の反応が一緒やったっていうことは、教育委員会さんちょっとこれ、私らを軽視し過

ぎなんちゃうん。私らって言うていいのかわかんないですけど。計画の段階で、6か年計画をもって、6か年計画以上をもって、6か年計画としていっていうふうには、意見は、意見を聞いて可ないです。その結果、皆さんのて、10元と思うんです。そうでしたっているともでですが、3年で行くって言うとくるんですが、混乱呼び起こしとんから。3年で行くって声をきに、どもやから。3年で行くっておみちずれるんとちゃうのって、この辺につちみちずれるんとちゃうのって、この辺についての責任っていう問題。どなたかお答えいただきたいのが一点。

もう一個がハードで、境原ってなってくるんですけども、やっぱりさっきの長寿的化と被るとこですけども、調査ときっちいその辺ハードと二人三脚できてないを生せるとこれできるから危ないがったからたないで、大がこない言うとるから危ないでありますがある。この古りというに、、はいったことが進めれるんっていり話。この二つ、僕ちょっとどうしても聞きたい。お願いします。

〇副委員長(垣内憲一君)教育部長。

○教育部長(岡 一行君)まず、一点目のことになりますけども、確かにこの6月議会のときに、いろんなご意見を賜りました。その中では対象校、今回、学校再編で8校あったんですけども、6校しか行けてなかったんです。というので、もう私らとと換がったんです。というので、もう途中で意見を関ったんですけど、それを残りの2校を割愛するってことはできませんでした。まりましたので、一通りはちょっと回らせまりましたので、一通りはちょっと回らするかになりましたので、一点りはちょっと回らせるかになりますがありましたので、一点りはちょっと回らせるかになりますがありましたので、一点りはちょっと回らせるかになりますがありましたので、確かにこのもはではありましたのでもはできますがありましたのでもはないによりますがありましたのでもはないによりますがありませんがありますがありますがありますがありますがありますがありますがありませんない。

ていただかないと、行ってるとこと行ってないところが出てきますので、そこはもう間あいたんですけど回らせてもらったっていう形です。

それから、二点目のハード対策ができて ないのに、どういった気持ちで説明会に臨 んだかっていうとこなんですけど。もう、 それはもう私たちもすごい複雑で行きまし た。もうそれはですね、実際、過去のこと もあって、ハードとして対応ができていな い状況で保護者さまから、地域の方からも、 そういったご意見も出てくるだろうってい うのが想定できながら、ソフト対策という 形で、お答えさせてもらったんですけど。 その部分は、もう本当のことなので、もう それは、今後、この学校再編という形で説 明をさせてもらったんですけど、どういっ た形で行ったかっていうと、我々としても 正直しんどかったところです。ですが、2 期方針の内容を伝えなければ意見もらえな いので、学校再編を中心に議論をさせてい ただいた次第です。

以上です。

〇副委員長(垣内憲一君) 堀内委員長。

〇委員長(堀内和久君) 辛いことは現実な んで、ちゃんとハードの部分に関しては、 そういう維持管理も怠ってきてソフトでご まかして、ごまかすっちゅうか、対応して きたけども、この説明に臨みたいっていう ことと、ほんで、過去と未来の整合性を図 るために途中で止めるわけにはいかん。全 部行かなあかん。この平等性は当然理解し てますよ。でも、最初のスタートラインの 前に、説明会に臨む前に、文教厚生建設委 員会で指針投げとるわけでしょ。私らは市 民の代表として、ここもうちょっとこうや ったらどうやっていう話を投げかけたにも かかわらず、あなたらの意思決定っていう のは変わらず行ったわけじゃないですか。 私言いたいのはそこなんですよ。覚悟決め て行っとんやったら、それで押し通すって 言うんやったら、結局、2期計画で意見も うたら曲げやすいですわよ。市民に降りて 話ししとんやから。区長会さんの意見もい ただいとんやから。でも、私らのほんだら 意見ってどうなるんですか。市民の代表で ある我々の意見が、6か年、7か年、8か 年かけて緩やかにいって、二人三脚してか こうよって言うた意見はどうなるんですか って言うとんですよ。ここ議会と当局と 輪で上手に回ったら、反発の摩擦ってもっ と抑えることできたんと違うのって言うて るんよ。これって一番大事なことなんちゃ うんですか。二元代表制の中で。そこをお ろそかにしたんですよ。そんなつもりやな かったって通らんでしょう。

所管事務はハードとソフトもあるけども、スタートラインの確認に対して、そこが、議員の皆さんから、確かその意見で統一されたと思いますわ。総務経済委員会の半分は統一されてないけども、でもこれだけの見識ある議員の皆さんが、緩やかにいこうっていうことを切に願ったのに、3か年でいくって、そのスタートラインで、もう3年で間に合わんだじゃないですか。それに対しての反省の色っていうのはないの。どうぞ。

〇副委員長(垣内憲一君)教育長。

○教育長(今田 実君)この場で、文教厚生建設委員会でご意見をいただきました。私たち考え、その時に考えていたことは、未来のことも当然そうですし、今ある子どもたちの中で、やっぱり環境を変えていったほうがいいかなと思う状況もあったりもします。ですから、その中で、そこは意見の違いっていうのは出てくるかもわからないけれども、今の子どもたちの状況も考えたうえで、年数を決めて、その時点では説明に行かせていただきました。

言われていたように、時間を少し置いて ということも聞かせてもらう中で、でも反 対に、早く進めていって欲しいという意見 もいただいております。そこをどうこれか ら意見交換しながら、まとめていくかとい うことを大事にしていきたいなと、今、私 自身は考えています。

〇副委員長(垣内憲一君) 堀内委員長。

○委員長(堀内和久君) もう私言いたいの はね、教育長の言うとることは的を射てま すけど、スタートラインの時点で、私らの 意見がどうやったかっていうことと、結果 論がイコールに近かった、もうちょっと緩 やかにっていうのはあったと思うんです。 うちの学校潰さんといてよとか、そういう 細かい意見出るっていうのと同じぐらい、 早く進めてよっていう言葉も確かに出るか もしれない。でもそれは境原とか防災の区 域ってなったら、あの学校へ行ったら危な いさかいに早くしてよっていう意見と、早 くしてくださいっていう意見の色をちゃん と分別できとんかっていうことになるじゃ ないですか。境原以外で統廃合を支持しま す。もっと早くしてくださいって言うた意 見がどこにあるかって、多分書かれてない。 教育委員会議に基づいて話しするとね、私 らの意見、報告案件で、半年前の報告案件 で来たときに、教育委員会議の議事録でも、 ちょっと緩やかにスピードでいったらどう やっていう意見も教育委員会議でも出とっ たと思うんで。教育委員会議と、民意であ る私ら市会議員と、教育長よく答弁します やん、教育委員会議で決めますって、スタ ート前から教育委員会議は緩やかにいった らどうやって出とったんと違うんですか。 私ら議会議員とイコールになっとったんち やうんですか。説明に行った後、民意を聞 いた後、結局もうちょっと緩やかにってい う51%以上の意見があったんと違うんです かって、それを申し上げとんですよ。いか がですか。

〇副委員長(垣内憲一君)教育長。

○教育長(今田 実君) そういった議論も行いました。しかし、教育委員会としてどう進めていくかということで言うと、2期の方針のとおり、計画立てたとおり進めていこうということで、意見はありましたけれども、その方向で決めて、進めていったということになります。

〇副委員長(垣内憲一君) 堀内委員長。

〇委員長(堀内和久君)あまりしつこく言いいたくはないんやけど、そこで勘違いが

生じとんですけど。スタートラインの時点 で、回ってきて意見いただいて2期計画で そういうふうにするっちゅうのは、私らに 歩み寄っとるように聞こえるんで、緩やか にっていうのは受け入れたいと思うけども。 スタートラインの時点で、教育委員会議で 決めます、持ち帰りますって言うて来とる もんが、教育委員会議で待ってくれ、ゆっ くりいこうっていう意見と、私ら議会から ゆっくりいったらどうですかって言うとん のを無視していったら、今、話聞いとった ら、教育委員会としてって今は言うけど、 スタートラインのときは教育委員会議に諮 るための材料を仕入れる説明をしに行くん だっていう話じゃないですか。矛盾してま せん。そこが僕はおかしいって言うんです よ。だから気持ちよく最初から握手できて、 いずれ来る統廃合は致し方ないよねって、 複式ばつかりになってったらいずれは手組 んでいかなあかんよね、学校の先生も足れ へんなるから、ハードもいずれは悪くなっ てくるから、いずれは、10年、15年後って いうのは、こういう計画を立てていかなあ かんよねって、共に文教、文教は4年に1 回、2年に1回変わりますけど、当局も2、 3年に1回人事変わりますわよ、それでも 指針として一緒にやっていきましょうよっ ちゅう、歩み寄った意見を無下にしとんで すよっていうことを申し上げとんですよ。 結果として同じじゃないですか。でしょ。 僕はそこに対しての反省を求めとんですよ。 でないと、一緒に同じ方向を向いて、地域、 コミュニティね、子どもたちのために汗か いて行こうっちゅう同志になれないじゃな いですか。そこなんですよ。それだけ聞か せていただきたいんです。僕は。いかがで すか。

〇副委員長(垣内憲一君)教育長。

〇教育長(今田 実君)言われてる思いっていうのは、私自身も受け取っております。 自分らの中でも、いろんなことを迷いながら決めていくっていうこともしてきました。 その中で言われたような意見もあったっていうのもそうです。しかしながら、教育委 員会として出していったっていうのは、一定の期間、短い期間ということになりますけれども、その形でさせていただきました。その中で議論をしてきたっていうことが私自身としては、全然こう表現の仕方どうかと思うんですけれども、無駄にしているももりはありません。しっかり、これからもそういったご意見に向き合いながら、このことについては、子どもにとって本当にいいこと、いい形はどうなんかっていうことは、しっかり議論していきたいと思います。

〇委員長(堀内和久君)ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

〇委員長(堀内和久君)暫時休憩いたします。

(午後 0 時 24 分休憩) (午後 0 時 26 分再開)

〇委員長(堀内和久君)再開いたします。

調査について継続もしくは終了、どちら にいたしますでしょうか。

辻本委員。

○委員(辻本 勉君) すみません。基本方針出てきて、議会とかいろいろ議論あって、一般質問ありました。また、地域説明会終わってるんですけども、いろんな意見を踏まえて、再度検討していただいとるんで、このことについての教育委員会の再検討についても、我々も十分また把握して議論したいなということもありますので、基本計画が出るまでは継続審査でやったらいいんじゃないかなと思いますけども。

○委員長(堀内和久君)ただ今、辻本委員から、本所管事務調査のこれからの説明等もあるんで、いろいろ継続審査を求める旨の発言としてありました。皆さん、よろしいですか。

お諮りいたします。

(仮称)橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定状況等については、継続調査とし、

その調査期間を調査終了までとすることに ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(堀内和久君) ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とし、その調査期間を調査終了までとすることに決しました。

委員長より申し上げます。(仮称)橋本市 の新しい学校づくり推進計画の策定状況等 についての所管事務調査は、継続調査とす ることが可決されましたので、本委員会に おいて、会議規則第 111 条の規定に基づき、 本件について閉会中の継続審査の申し出を 行うことといたします。

以上で、本委員会の審査、協議事項はすべて終了しました。

これをもって、文教厚生建設委員会を散 会いたします。ご苦労さまでした

(午後0時28分 散会)